

町民税・道民税 特別徴収のてびき
古平町

○特別徴収事務の問い合わせ先

古平町 町民課税務係

〒046 - 0192

古平郡古平町大字浜町 50 番地

TEL0135-48-9838 (内線 122・123)

目 次

I	特別徴収事務取り扱いについて.....	1
	1 特別徴収とは.....	1
	2 特別徴収義務者とは.....	1
	3 月割額の徴収について.....	1
	4 納入について.....	2
	5 特別徴収税額の納期の特例について.....	2
	6 特別徴収税額の変更について.....	2
	7 社名変更、住所変更、休業、解散などの届け出について.....	3
	8 不服申し立てについて.....	3
	9 納税義務者の氏名について.....	3
II	納税義務者に退職や転勤などの異動があったときの事務取扱について.....	4
III	退職所得に係る町民税・道民税の分離課税について.....	5
	1 徴収した税額の納入先.....	5
	2 課税されない退職手当など.....	5
	3 特別徴収する税額の計算.....	5
	4 退職所得控除額.....	6
	5 納入について.....	6
IV	住民税のしくみについて.....	7
	1 住民税とは.....	7
	2 住民税を納める人.....	8
	3 住民税がかからない人.....	8
	4 住民税の計算方法.....	9
V	納入書記載の注意点.....	16
VI	納入書の記載例.....	17
VII	給与所得者異動届出書記載例.....	19

納入期限は『給与支払月の翌月 10 日まで』
退職・転勤などの届出は『翌月 10 日まで』

退職する人の残りの税額は『一括徴収』

I 特別徴収事務取り扱いについて

1 特別徴収とは

特別徴収義務者が6月から翌年5月まで、12回に分けて、毎月の給与を支払う際、納税者個人が納めなければならない町民税・道民税を給与から差し引いて事業所ごとにまとめて納めていただく制度です。

2 特別徴収義務者とは

「町民税・道民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」によって指定を受けた給与の支払者です。

特別徴収関係書類を受け取りましたら、次の作業をしてください。

- (1) 送付した封筒に記載の書類が入っているか確認してください。
- (2) 「町民税・道民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」は、各納税義務者に特別徴収の制度をご説明のうえ、速やかにお渡してください。
- (3) 退職、転勤などにより交付できない納税通知書は、「給与所得者異動届出書」を添えて返送願います。
- (4) 納税義務者から特別徴収税額のうち、給与所得以外に係る所得割の全部又は一部を普通徴収の方法（個人が納付書により納付する）によってしたい旨の申し出が合った場合は、早めに申し出てください。

3 月割額の徴収について

- (1) 毎月引いていただく税額は、「町民税・道民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に記載してあります。
- (2) 年税額が5,000円以下の方は6月に支払う給与から全額引いていただくことになっております。

4 納入について

- (1) 納期限は、徴収した月の 翌月 10 日（土・日・祝日及び振替休日にあたっているときは、その翌日）です。
- (2) 納入場所は次のとおりです。

古平町役場

北海道信用金庫本店、各支店、各出張所

北洋銀行本店、各支店

東しゃこたん漁業協同組合本所

各地の郵便局

- (3) 納入すべき金額が異なるなど、納入書に金額を記入する際は、16 頁「納入書記載の注意点」及び 17 頁の「納入書の記載例」を参考にしてください。
- (4) 納期限内に納めないときは、特別徴収義務者に延滞金が加算されます。

5 特別徴収税額の納期の特例について

特別徴収義務者で常時 10 人未満の従業員を雇用している者に限り、申請書を町に提出して町長の承認を受けた場合は、特別徴収税額の 6 月分から 11 月分を 12 月 10 日までに、12 月分から翌年 5 月分までを翌年 6 月 10 日までに納入することができます。（年 2 回の払い込みとなります。）

6 特別徴収税額の変更について

税額に変更が生じたときは、「特別徴収税額の変更通知書」をお送りします。

変更後の月割額を確認し納入してください。

7 社名変更、住所変更、休業、解散などの届け出について

社名などに変更があったとき、または解散などにより特別徴収を継続できなくなったときは、「特別徴収義務者の所在地・名称等の変更届出書」を提出してください。

8 不服申立てについて

納税義務者が同封の納税通知書に不服があるときは、通知書を受取った翌日から起算して3か月以内に、町長に対して異議の申立てをすることができます。

(ただし、決定があったことを受け取った翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると町長に対して異議の申し立てをすることができなくなります。)

9 納税義務者の氏名などについて

納税義務者の氏名、住所は古平町の住民基本台帳に基づいて記載しておりますが、誤りがある場合にはご連絡ください。

II 納税義務者に退職や転勤などの異動があったときの事務取り扱いについて

特別徴収税額の通知書に載っている方が退職、転勤、長期休職などによって給与の支払いを受けなくなったときは、その異動があった日の翌月の10日（通知前に異動していた場合は通知を受けた日の翌月の10日）までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。届出が遅れますと「納税通知書」の発付が遅れて、納税者が一度に納付をしなければならないこととなりますので、提出期限の厳守をお願いします。（19頁からの「給与所得者異動届出書記載例」を参考にしてください。）

また、当年度に特別徴収をしていない方及び他市町村で特別徴収をしていた方が、翌年度特別徴収希望として古平町に給与支払報告書を提出された後、異動した場合にも「異動届出書」を提出してください。

＜未徴収税額（残りの税額）の徴収方法について＞

(1) 特別徴収継続

転勤先または退職後の新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合は、

(2) 一括徴収

未徴収税額（残りの税額）を給与又は退職金から一括して徴収し、特別徴収義務者から、翌月の10日までに納入する方法です。12月31日までに退職などをするとき、本人の申し出により一括徴収できます。

1月1日以降に退職などをするとき、本人の申し出に基づくことなく、一括徴収しなければなりません。

（未収税額が給与または、退職金などを超える場合は除きます。）

12月31日までに退職などをするときでも本人の了解を得て、できるだけ一括徴収してください。

(3) 普通徴収

(1)、(2)に該当しないとき、納税者個人が納める方法です。

この場合は、納付書を納期にあわせ、直接、役場から納税者に送ります。

Ⅲ 退職所得に係る町民税・道民税の分離課税について

退職手当などにかかる町民税・道民税については、所得税の源泉徴収と同じように他の所得と区分して退職手当などを支払う際に特別徴収することになります。

1 徴収した税額の納入先

退職した方が退職手当などの支払いを受けるべき年の1月1日現在、住所のある市町村です。

2 課税されない退職手当など

死亡により退職した人に支払うべき退職手当などで、その人の相続人などに支払われることとなったものについては課税されません。(相続税の対象となります。)

3 特別徴収する税額の計算

(1) 税額は次の手順で求めて下さい。

①	(退職手当等金額	－	退職所得控除額)	×		=	退職所得の金額 (1,000 円未満切り捨て)
②	退職所得の金額	×	町民税 6%			=	特別徴収すべき町民税 (100 円未満切り捨て)
			道民税 4%			=	特別徴収すべき道民税 (100 円未満切り捨て)

4 退職所得控除額

勤続年数に応じて次のとおり計算します。

勤続年数が1年に満たない端数は切り上げます。(例：10年3ヶ月の場合は11年になります。)

(1) 通常の退職の場合

勤続年数	控除額
2年以下	80万円
3年から20年	40万円×勤続年数
21年以上	800万+70万円×(勤続年数-20年)

(2) 障害者になったことに直接起因して退職した場合

(1)によって計算した金額+100万円

5 納入について

退職所得に係る町民税・道民税は、給与所得に対する町民税・道民税の特別徴収税額とあわせて「納入書」に所要事項を記入し、源泉徴収した月の翌月の10日までに納入してください。

このとき、納入書裏面の「納入申告書」にも忘れずに記入してください。

IV 住民税のしくみについて

1 住民税とは

市町村民税と都道府県民税をあわせて住民税と呼んでいます。納税者は、個人と法人ですが、ここでは個人の住民税（町民税・道民税）についてふれます。

個人の住民税は均等割と所得割の2つで構成されています。

均等割とは …………… 住民税独特のもので一定の金額です。

これは、町や道が行う多くの行政サービスを受けている住民が、それらの費用の一部を均等に広く負担していただくものです。

所得割とは …………… 個人の所得を基準として課税するもので、所得が多くなるにつれて税額も多くなります。

これは、各個人の負担能力に応じて負担していただくものです。

住民税を納めていただく方法は、特別徴収と普通徴収の2とおりあります。

特別徴収とは …………… 一般的にサラリーマンの方の徴収方法で、会社などの給与の支払者が、毎月支払う給与から天引きし、まとめて翌月の10日までに納める方法です。

普通徴収とは …………… 自営業の方などの徴収方法で町から直接、納税者に送付した納税通知書により、6月、8月、10月、12月の年4回に分けて納める方法をいいます。

2 住民税を納める人

課税される年の1月1日現在、古平町に住所がある人で 前年の1月～12月 に所得があった人

3 住民税がかからない人

(1) 均等割も所得割もかからない人

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、寡婦、またはひとり親で前年の合計所得が 135万円 以下の方

(2) 均等割がかからない人

- ・前年の総所得金額等が、

【扶養親族がいない人】 28万円 + 100,000円以下の人

【扶養親族がいる人】 28万円 × (納税義務者本人+控除対象配偶者+扶養親族数) + 100,000円 + 168,000円以下の人

(3) 所得割がかからない人

- ・前年の総所得金額等が、

【扶養親族がいない人】 35万円 + 100,000円 = 45万円 以下の人

【扶養親族がいる人】 35万円 × (納税義務者本人+控除対象配偶者+扶養親族数) + 320,000円 + 100,000円 以下の人

4 税額の計算方法

個人住民税の年税額は、次のように計算されています。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{年税額} & = & \text{町民税} & + & \text{道民税} & + & \text{森林環境税} \\ & & \text{〈均等割+所得割〉} & & \text{〈均等割+所得割〉} & & \end{array}$$

(1) 均等割額（古平町の場合）

町民税 3,000円 道民税 1,000円

(2) 森林環境税（令和6年度から均等割と併せて徴収）

1,000円

(3) 所得割額

① 給与収入 － 給与所得控除 ＝ 給与所得

（年末調整等で使用する「簡易給与所得表で」求めます。）

② 給与所得 － 所得控除 ＝ 課税標準（1,000円未満の端数切捨て）

③ 課税標準 × 税率 － 税額控除 ＝ 所得割額（100円未満の端数切捨て）

(4) 所得控除額

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなど個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くことになっているものです。

控除の種類	控除の内容		控除額
医療費控除	本人や生計を一にする親族のため前年中に医療費を支払った場合		(支払った医療費－保険等により補てんされた額) －{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額
セルフメディケーション税制	本人や生計を一にする親族のため前年中に一般用医薬品等購入費を支払った場合		支払った一般用医薬品等購入費(医療費含む)－2,000円 ※医療費控除と併用は不可
社会保険料控除	厚生年金や国民年金を支払った場合		支払った額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金又は心身障害者扶養共済の掛金		支払った額
生命保険料控除	支払った保険料		控除額
	新契約	12,000円以下	支払った法頭料の全額
		12,000円を超え32,000円以下	支払った保険料×1/2+6,000円
		32,000円を超え56,000円以下	支払った保険料×1/2+14,000円
		56,000円を超える額	28,000円
	旧契約	15,000円以下	支払った保険料の額
		15,000円を超え40,000円以下	支払った保険料×1/2+7,500円
		40,000円を超え70,000円以下	支払った保険料×1/2+17,500円
		70,000円を超える額	35,000円
	一般生命保険料、介護保険料及び個人年金保険料について、それぞれの算式により計算した控除額の合計額(70,000円が限度)一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)		
地震保険料	区分	支払った保険料	控除額
	地震保険料	50,000円以下	支払った保険料1/2
		50,000円を超える額	25,000円
	旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料の全額
		5,000円を超える15,000円以下	支払った保険料×1/2+2,500円
		15,000円を超える額	10,000円
短期損害保険料と長期損害保険料の両方があるときは、それぞれ計算した後合計します。(25,000円)			

障害者控除	障害者手帳、療育手帳を持っている人	一般の障害者…26万円
		特別障害者…30万円
		同居特別障害者…53万円
寡婦控除	合計所得額が500万円以下	
	(1)夫と死別又は離婚し生計を一にする子を有する	寡婦控除 …30万円
	(2)夫と死別又は離婚し生計を一にする子以外有する	26万円
ひとり親控除	合計所得額が500万円以下	
	(1)未婚のひとり親で、生計を一にする子を有する	30万円
	(2)妻と死別又は離婚し、生計を一にする子を有する。	
勤労学生控除	納税義務者が合計所得金額85万円以下の学生	26万円
配偶者控除	(図1) 参照	控除対象者…最高33万円 →70歳以上である場合…最高38万円
配偶者特別控除	(図2) 参照	最高33万円
扶養控除	合計所得金額が38万円以下で納税義務者と生計を一にする親族	一般(16～18歳、23～69歳)…33万円
		特定(19～22歳)…(図3) 参照
		老人(70歳以上)…38万円
		同居老人(70歳以上の同居尊属)…45万円
基礎控除	納税義務者	43万円

図1

所得割の納税義務者の合計所得	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者(70歳以上)
900万円以下	33万円	38万円
900万円を超え950万円以下	22万円	26万円
950万円を超え1000万円以下	11万円	13万円
1000万円を超え	0円	

図2

区分	合計所得金額	控除額		
		900万円以下	900万を超え950万円以下	950万を超え1000万円以下
控除対象配偶者 以外の配偶者	58万円を超え100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円を超え105万円以下	31万円	21万円	9万円
	105万円を超え110万円以下	26万円	18万円	7万円
	110万円を超え115万円以下	21万円	14万円	6万円
	115万円を超え120万円以下	16万円	11万円	4万円
	120万円を超え125万円以下	11万円	8万円	2万円
	125万円を超え130万円以下	6万円	4万円	1万円
	130万円を超え133万円以下	3万円	2万円	0円

図3

区分	親族等の合計所得	控除額
特定親族特別控除	58万円以下	45万円
	58万円を超え95万円未満	45万円
	95万円を超え100万円未満	41万円
	100万円を超え105万円未満	31万円
	105万円を超え110万円未満	21万円
	110万円を超え115万円未満	11万円
	115万円を超え120万円未満	6万円
	120万円を超え123万円未満	3万円

(5) 所得割の税率

所得の多い少ないにかかわらず、町民税は一律6%、道民税は一律4%です。

町民税		道民税	
課税される所得金額	税率	課税される所得金額	税率
200万円以下	6%	700万円以下	4%
200万円超 700万円以下			
700万円超			

(6) 税額控除額（配当控除・外国税額控除）

① 調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額の差額に起因する負担増を調整するため、所得割額から一定の金額の金額が差し引かれます。

② 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に下記の率を乗じた金額が税額から差し引かれます。

課税総所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期（短期）譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額	1,000万円以下の場合		1,000万円を超える場合			
			1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市町村 民 税	道府県 民 税	市町村 民 税	道府県 民 税	市町村 民 税	道府県 民 税
利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配（適格機関投資家私募によるものを除く。）	1.6%	1.2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私募証券投資信託の収益の分配（一般外貨建証券投資信託の収益の分配を除く。）	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

③ 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法によりその外国税額が差し引かれます。

④ 配当割控除額又は株式等譲渡所得割控除額

令和3年中に上場株式等に係る配当所得や譲渡所得があり、配当割や株式等譲渡所得割を課された方が、その所得を令和4年度の住民税の申告（確定申告を含む）に含めて申告する場合には、課された配当割額や株式等譲渡所得割額を算出された所得割額から控除します。

⑤ 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、イからロを控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取

得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

イ 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

ロ 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

⑥ 寄付金税額控除

前年中に次に掲げる寄付金を支出し、合計額が2,000円を超える場合には、その超える金額の町民税は6%、道民税は4%に相当する金額（総所得金額の合計額の30%が上限）が、所得割額から控除されます。

イ 都道府県・市町村に対する寄付金

ロ 北海道共同募金会又は日本赤十字社北海道支部に対する寄付金

ハ 北海道又は古平町が条例で定めた団体に対する寄付金

ただし、上記イの寄付金が2,000円を超える場合には、その超える金額に、次の計算式で得た金額の町民税は5分の3、道民税は5分の2に相当する額をさらに加算した金額（調整控除後の町・道民税所得割の2割が限度）が控除となります。

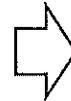
VI 納入書の記載例

(1) 通常の月割額のほかに一括徴収分があるとき

北海道古平町		個人町民税 個人道民税	納入済通知書 ㊤	
市区町村コード	口座番号	加入者名		
014061	02730-8-960133	古平町会計管理者		
年	月	特別徴収義務者指定番号	納入金額(円)	
			678,900	
	納	給与分 (元金控)	736900	
	入	退職所得分		
	金	延滞金		
納期限	年	月	日	
小樽貯金事務センター (〒017-8794)		(2)	合計額	736900
領収日 付印	(特別徴収義務者) 〒046-0121 住所 又は 古平郡古平町大字浜町123番地 所在地 氏名 又は 株式会社 セタカムイ商事 名称			

納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないで下さい。

上記のとおり通知します。(受付店→北海道信用金庫古平支店(取りまとめ店)→古平町)



通常の月割額 678,900円
 +
 一括徴収分 58,000円
 =
 計 736,900円

一括徴収分は退職所得ではありません。

(2) 給与分の他に「退職所得分離課税」があるとき

北海道古平町		個人町民税 個人道民税	納入済通知書	㊤
市町村コード	口座番号	加入者名		
014061	02730-8-960133	古平町会計管理者		
年 月分	特別徴収義務者指定番号	納入金額(円)		
		—678,900—		
	給与分 (給与分)	678900		
納入すべき金額が右の納入金額 (1)の欄の金額と異なるときは、納 入金額(1)の欄を横線で抹消し、納 入金額(2)の欄に記入して下さい。	退職 所得分	216800		
	延滞金			
納期限 令和XX年 11月 10日	額			
小樽貯金事務センター (〒047-8794)	(2) 合計額	895700		
領 収 日 付 印	(特別徴収義務者) 〒046-0121 住 所 又は 古平郡古平町大字浜町123番地4 所在地 氏 名 又は 株式会社 セタカムイ商事 名 称	納		

納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないで下さい。

上記のとおり通知します。 (受付店—北海道信用金庫古平支店(取りまとめ店)—古平町)

町民税 道民税		納入申告書	
古平町長様			
年 月 日 提出			
		令和XX年 11月分	人員 1人
退職手当等支払金額		29531700	
特別徴	町民税	155500	
収税額	道民税	61300	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者) 〒046-0121		(受付印)	
住 所 又は 古平郡古平町大字浜町123番地4 所在地	印		
氏 名 又は 株式会社 セタカムイ商事 名 称			



納入書の裏面も記入してください。

Ⅶ 給与所得者異動届出書 記載例

(1) 退職し、一括徴収した場合 (12月31日までの退職)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

古平町長 殿		給与義務者 (特別徴収者)	氏名または名称	株式会社 セタカムイ商事		※市町村 処理欄	特別徴収義務者 指定番号	87654321	
令和 年 月 日 提出			所在地	古平郡古平町大字浜町123番地4					
給与所得者			(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職時ま での給与 支払額
受給者番号 (整理番号)	001	氏名	古平 一郎	特別徴収税 額(年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)			
給与の支払 を受けなくな った後の 住 所	古平郡古平町大字港町567番地8		円	6月から10月まで	円	X・10・25	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収	円 2,580,000
新しい勤務 先の名称お よび所在地			88,500	円 32,500			3. 普通徴収 (理由)	円 246,00	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定額			※市町村 記入欄
1. 異動が令和x年12月31日までで、 申し出があったため (10月25日申出)	徴収予定 日	徴収予定額	徴収予定額 合計(上記 (ウ)と同額)	
	10・25	円 56,000	円 56,000	
2. 異動が令和 年1月1日以降で、 特別徴収の継続の希望がないため	.	円		
異動者印	(古平)	.	円	

「翌年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下の場合」、「死亡による退職の場合」以外は1月1日以降に退職するときは、本人の申し出にもとづくことなく、特別徴収義務者は必ず一括徴収しなければなりません。

(2) 退職し、一括徴収した場合 (1月1日以降の退職)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

古平町長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名または名称	株式会社 セタカムイ商事		※市町村 処理欄			
令和 年 月 日 提出			所在地	古平郡古平町大字浜町123番地4		特別徴収義務者 指定番号	87654321		
給与所得者			(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職時ま での給与 支払額
受給者番号 (整理番号)	001	氏名	古平 一郎	特別徴収税 額(年税額)	徴収済額				
給与の支払 を受けなくな った後の 住 所	古平郡古平町大字港町567番地8		円	6月から3月まで	円	X+1-3-31	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)	円
新しい勤務 先の名称お よび所在地		円	88,500	72,500	16,000				7,780,000

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定額			※市町村 記入欄
1. 異動が令和X年12月31日までで、 申し出があったため (月 日申出)	徴収予定 月	徴収予定額	徴収予定額 合計(上記 (ウ)と同額)	
	3・25	16,000 円	円	
2. 異動が令和X+1年1月1日以降で、 特別徴収の継続の希望がないため	.	円	16,000 円	
異動者印	.	円		

「翌年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下の場合」、「死亡による退職の場合」以外は1月1日以降の一括徴収には本人の印を押印する必要はありません。

(3) 退職し、普通徴収へ切替た場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

古平町長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名または名称	株式会社 セタカムイ商事		※市町村 処理欄	特別徴収義務者 指定番号		87654321	
令和 年 月 日 提出			所在地	古平郡古平町大字浜町123番地4						
給与所得者			(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職時まで の給与 支払額	
受給者番号 (整理番号)	001	氏名	古平 一郎	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額				未徴収税額 (ア)-(イ)	円
給与の支払 を受けなくな った後の 住 所	古平郡古平町大字港町567番地8		88,500	6月から3月まで	16,000	X+1-3-31	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)	7,780,000	円
新しい勤務 先の名称お よび所在地				72,500	円				800,000	円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定額			※市町村 記入欄
1. 異動が令和X年12月31日までで、 申し出があったため (月 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額 合計(上記 (ウ)と同額)	円	
	.	円			
2. 異動が令和X+1年1月1日以降で、 特別徴収の継続の希望がないため	.	円			
異動者印	.	円			

「翌年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下の場合」、「死亡による退職の場合」以外は1月1日以降に退職するときは、本人の申し出にもとづくことなく、特別徴収義務者は必ず一括徴収しなければなりません。

(4) 転動し、特別徴収を継続する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

古平町長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名または名称	株式会社 セタカムイ商事		※市町村 処理欄	特別徴収義務者 指定番号		87654321	
令和 年 月 日 提出			所在地	古平郡古平町大字浜町123番地4						
給与所得者			(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職時ま での給与 支払額	
受給者番号 (整理番号)	001	氏名	古平 一郎	特別徴収税 額(年税額)	徴収済額				未徴収税額 (ア)-(イ)	円
給与の支払 を受けなくな った後の住 所	古平郡古平町大字港町567番地8		88,500	円	6月か9月まで	X・10・25	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)	2,580,000	
新しい勤務 先の名称お よび所在地	株式会社 セタカムイ物産 札幌市中央区北1条西2丁目3-4		32,500	円					控除社会 保険料額	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定額			※市町村 記入欄
1. 異動が令和X年12月31日までで、 申し出があったため (月 日申出)	徴収予定 月	徴収予定額	徴収予定額 合計(上記 (ウ)と同額)	
	.	円	円	
2. 異動が令和 年1月1日以降で、 特別徴収の継続の希望がないため	.	円		
	異動者印	.	円	

「翌年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下の場合」、「死亡による退職の場合」以外は1月1日以降に退職するときは、本人の申し出にもとづくことなく、特別徴収義務者は必ず一括徴収しなければなりません。

令和 年 月 日

(ゆうちょ銀行・郵便局名)

ゆうちょ銀行支店長
郵便局長 様

北海道古平郡古平町長 成田 昭彦
(押印省略)

公金納入取扱指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、当町の町民税・道民税（特別徴収税額）の納入取扱局として指定いたしましたので通知します。

1. 口座番号 02730-8-960133
2. 加入者名 古平町会計管理者
3. 取りまとめ局 小樽貯金事務センター (〒047-8794 北海道小樽市入船5丁目3番1号)